保護者向け資料

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道千歳市立日の出小学校　令和８年（2026年）年４月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

１　いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめとは？

- 一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
- 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）
- 行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？　考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ①　いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2　「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

日の出学校 いじめ防止基本方針（概要） 全文は学校 HP を御覧下さい。

本校においては、「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組むとともに、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」という共通認識の下、家庭・地域・教育委員会・関係機関と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

（１）いじめの未然防止　（２）いじめの早期発見
（３）いじめの早期対応　（４）学校・家庭・地域・関係機関の連携

日の出学校 いじめ対策組織の役割や活動

いじめ防止・対策会議

【目的】
〇いじめの問題に組織的かつ実効的に取り組むに当たって中核となるものであり、いじめに関する事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識される取組を進めていく。
〇情報を基に組織的に対応するものとし、特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行う。

【構成】
〇校長、教頭、生徒指導コーディネーター、学年代表、該当学級担任、養護教諭、（スクールカウンセラー）とする。 ※スクールカウンセラーは必要に応じ
〇会議の招集は、校長（教頭）が行う。主管は生徒指導コーディネーターとする。

本校の いじめ防止 プログラムの活動

いじめ防止に向けた取り組み

⑴いじめの未然防止
　全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実　スクールカウンセラーや心の教室相談員の積極的な活用をによる相談しやすい体制づくり　他
⑵いじめの早期発見
　いじめアンケート調査を実施　相談ボックスの活用　他
⑶いじめの早期対応
　被害児童の安全の確保　事実関係の聴取・保護者への伝達・助言　解消している状態までの継続的な支援　加害児童に対する指導　他
⑷学校・家庭・地域・関係機関の連携
　保護者への啓発の推進と家庭との連携　市の青少年課、民生児童委員、町内会などとの連携　他

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和７年度の日の出小学校のいじめ対策組織担当は、「生徒指導コーディネーター」です。

連絡先 0123-23-2670（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口		電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター	（電　話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
	（メール）	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター	（電　話）	011-612-5030	祝日･年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時
	（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
石狩教育局教育相談電話	（電　話）	011-221-5297	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局 生徒指導・学校安全課 Web ページ

子ども相談支援センターイメージキャラクター